

公立中学校美術科免許外担当教員をめぐる課題とその支援

藤田 澄生

Issues and support for non-licensed teachers in public junior high school art courses

FUJITA Sumio

本稿は、免許外教科担任制度の現状を整理してまとめ、青森県公立中学校における免許外美術科担当教員の増加に伴う課題とその支援について報告するものである。

教育職員免許法が昭和24年に公布され、戦前の教員養成や採用のあり方を見直した免許主義と、大学で教員免許が授与可能な開放性の原則に基づいて教員免許制度が始まった。反面、終戦直後の混乱期であったことや教員養成大学でありながら教員を目指さぬ者が多数在籍したことで教員不足が発生し、当時は複数科を担当する臨時免許を授与し対応した。その後、昭和29年の免許法改正により都道府県教育委員会への申請と許可により免許外指導が可能な免許外教科担任制度が始まり、免許主義の例外が現在に至るまで継続している。

全国の中学校・高等学校の免許外教科担任許可件数は減少しているが、当初の許可理由は時代の変遷に伴い変化し、学校からの申請理由の解釈も拡大しており、文部科学省は主に都道府県教育委員会への通知という形で許可条件を狭めてきている。申請が拡大する理由は、教員の給与及び報酬の2/3を義務教育費国庫負担法第2条により都道府県の自己財源で負担しているため、これにより自治体毎の教員配置定数が異なり、中でもへき地指定校や小規模校を多く抱える自治体では9教科を充足する定員に達しない中学校が多く存在し、止むを得ず教科担任不在を他教科免許所持教員に代替させたり、校務を平準化したりして、学校を運営している現状がある。

さらに、美術科指導に習熟していない、臨時免許を取得している他教科免許の常勤臨時講師や教員免許を有しない非常勤講師による教科指導が制度上認められている。このような免許外指導の実態を正確に把握することで、地域の抱える状況との関連や傾向が一層明らかになり、状況の改善にむけた方策につながると思われる。

とりわけ、青森県公立中学校美術科の免許外許可件数は、ここ数年県内中学校数の約半分に及んでおり、全国の中でも高い状況が継続している。文部科学省の施策はもとより、課題を抱える自治体の教育委員会や教員養成系の大学は、他自治体の教員採用の際の取り組みや、他大学の卒業要件の工夫を参考にし、長期的な視野に立った対策を早急に始める事が求められる。

本稿筆者は、へき地指定校や小規模校を多く抱える下北地区に在籍しており、地区内全中学校へのアンケート結果をもとに、校内人事により美術科を受け持った免許外教員の困り感軽減のため、地区中学校教育研究会美術部会の事業を活用し、初心者向けの実技研修を実施した。実技研修は、地区で開催された児童生徒作品展審査において、指導上の課題やポイントとして提示されたものをベースにして、初心者や免許外教員であっても自校の課題解決に向かえるような内容とした。

今後は、実態調査の深化と広域化に取り組み、サポート方法や困り感軽減の実技研修の方法を研究し、生徒の創作環境が一層充実するような免許外美術科担当教員への支援のあり方を探っていきたい。